

## 定する預貯金の利子

ハ 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託（所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号ロにおいて同じ。）の収益の分配  
五 所得税法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等のうち次に掲げるものの

イ 内国法人から受ける利益の配当、剩余金の分配（出資に係るものに限る。）又は基金利息（保険業法第五十五条第一項（基金利息の支払等の制限）に規定する基金利息をいう。）  
ロ 国内にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定目的信託の収益の分配

## 六〇十一 省略

## 第二章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

### 第一節 課税標準及びその計算

（外國法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準）

第一百四十五条の二 特定信託の受託者である外國法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準は、各特定信託の各計算期間の所得の金額とする。

（外國法人に係る特定信託の各計算期間の所得の金額の計算）

第一百四十五条の三 特定信託の各計算期間の所得の金額は、当該特定信託の各計算期間の所得について、政令で定めるところにより、第二編第一章第一節第一款から第八款まで（内國法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第四十二条から第四十六条まで（固定資産等の圧縮額の損金算入等）及び第五十三条（返品調整引当金）並びに第四款第九目（契約者配当等）及び第六款（組織再編成に係る所得の金額の計算）を除く。）の規定に準じて計算した金額とする。

2 前項に定めるもののほか、特定信託の元本の金額の増加又は減少を生ずる取引その他特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

## 預貯金の利子

ハ 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託の収益の分配  
五 内国法人から受けける所得税法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の分配

## 六〇十一 同上

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率)

**第一百四十五条の四** 特定信託の受託者である外国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、各特定信託の各計算期間の所得の金額に百分の三十四・五の税率を乗じて計算した金額とする。

(外国法人に係る同族特定信託の特別税率)

**第一百四十五条の五 同族特定信託**（第八十二条の五第一項（同族特定信託の特別税率）に規定する同族特定信託をいう。以下この項において同じ。）の各計算期間の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族特定信託の受託者である外国法人に対して課する各計算期間の所得に対する法人税の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

一年三千万円以下の金額	百分の十
二年三千万円を超える、年一億円以下の金額	百分の十五
三年一億円を超える金額	百分の二十

2 前項に規定する留保金額とは、当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額（次項において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該計算期間の所得の金額につき前条の規定により計算した法人税の額（次条において準用する第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）及び第一百四十五条の七（特定信託に対する準用）において準用する第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

3 第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額のうちいづれか多い金額をいう。

一 当該計算期間の所得等の金額の百分の三十五に相当する金額

二 年千五百円する場合について準用する。

(外国法人に係る特定信託に係る所得税額の控除)

第一百四十五条の六 第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）の規定は、特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において所得税法第百七十八条（外国法人に係る所得税の課税標準）に規定する国内源泉所得で同法の規定により所得税を課されるものの支払を受けた場合について準用する。

- 2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国法人に係る特定信託に係る外国税額の控除)

第一百四十五条の七 第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）の規定は、特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除））に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）を納付することとなる場合（特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に因して生じた所得に対する外国法人税を納付することとなる場合を除く。）又は特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき納付することとなつた外国法人税の額が減額された場合について準用する。

- 2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 申告、納付、還付等

(申告、納付、還付等)

第一百四十五条の八 前編第一章の三第三節（内国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の申告、納付、還付等）の規定は、外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税についての申告、納付、還付、国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求及び納税義務の承継並びに同法又は行政不服審査法の規定による不服申立て並びに滞納処分の続行について準用する。この場合において、第八十二条の十第一項第二号（特定信託に係る確定申告）中「前節」とあるのは「第二編第二章の二第二節」と、同項第三号及び第八十二条の十五第一項（特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付）中「第八十二条の六及び第八十二条の七（税額控除）」とあるのは「第一百四十五条の六及び第八十二条の十五第一項（特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付）」中「

六（外国法人に対する準用）において準用する第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）及び第一百四十五条の七（外国法人に対する準用）において準用する第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）と読み替えるものとする。

（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の課税標準）

第一百四十五条の九 省略

（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）

第一百四十五条の十 省略

（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率）

第一百四十五条の十一 省略

（申告及び納付）

第一百四十五条の十二 前編第二章第三節（内国法人の退職年金等積立金に対する法人税の申告及び納付）の規定は、外国法人の退職年金等積立金に対する法人税についての申告及び納付について準用する。この場合において、第八十八条第二号（退職年金等積立金に係る中間申告）中「前条」とあるのは「第一百四十五条の十一（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率）」と、第八十九条第一号（退職年金等積立金に係る確定申告）中「第八十七条（退職年金等積立金に対する法人税の税率）」とあるのは「第一百四十五条の十一（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率）」と読み替えるものとする。

（青色申告）

第一百四十六条 前編第四章（内国法人に係る青色申告）の規定は、外国法人の提出する確定申告書及び中間申告書、特定信託確定申告書及び特定信託中間申告書並びに退職年金等積立金確定申告書及び退職年金等積立金中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書について準用する。

2 省略

（更正及び決定）

第一百四十七条 第百三十条から第一百三十二条の二まで（内国法人に係る更正及び決定）

（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の課税標準）

第一百四十五条の二 同上

（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）

第一百四十五条の三 同上

（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率）

第一百四十五条の四 同上

（申告及び納付）

第一百四十五条の五 前編第二章第三節（内国法人の退職年金等積立金に対する法人税の申告及び納付）の規定は、外国法人の退職年金等積立金に対する法人税についての申告及び納付について準用する。この場合において、第八十八条第二号（退職年金等積立金に係る中間申告）中「前条」とあるのは「第一百四十五条の四（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率）」と、第八十九条第一号（退職年金等積立金に係る確定申告）中「第八十七条（退職年金等積立金に対する法人税の税率）」とあるのは「第一百四十五条の四（外国法人に係る退職年金等積立金に係る法人税の税率）」と読み替えるものとする。

（青色申告）

第一百四十六条 前編第四章（内国法人に係る青色申告）の規定は、外国法人の提出する確定申告書及び中間申告書並びに退職年金等積立金確定申告書及び退職年金等積立金中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書について準用する。

2 同上

（更正及び決定）

第一百四十七条 第百三十条から第一百三十四条まで（内国法人に係る更正及び決定）

定)、第一百三十三条(確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付)、第一百三十四条(確定申告又は連結確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)、第一百三十四条の三(特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等の還付)及び第一百三十四条の四(特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税、外国法人の特定信託の各計算期間の所得に対する法人税及び外国法人の退職年金等積立金に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

(特定信託の契約の締結等の届出)

第一百四十八条の二 新たな特定信託の契約(一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約)が締結された場合には、その特定信託の受託者である法人は、その締結の日以後二月以内に、次に掲げる事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書に当該特定信託の約款の写しその他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・三 省 略

2 法人は、特定信託の信託事務の引継ぎを受けた場合には、その引継ぎの日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に当該引継ぎの事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 省 略

三 その引継ぎを行つた法人の名称及びその納税地

四・五 省 略

の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

(特定信託の契約の締結等の届出)

第一百四十八条の二 新たな特定信託の契約(一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約)が締結された場合には、その特定信託の受託者である内国法人は、その締結の日以後二月以内に、次に掲げる事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書に当該特定信託の約款の写しその他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・三 同 上

2 内国法人は、特定信託の信託事務の引継ぎを受けた場合には、その引継ぎの日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に当該引継ぎの事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 同 上

三 その引継ぎを行つた内国法人の名称及びその納税地

四・五 同 上

第一百五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号(確定申告に係る法人税額)(第一百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)に規定する法人税の額(第六十八条(所得税額の控除))(第一百四十四条(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)又は第六十九条(外国税額の控除)の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれららの規定を適用しないでした法人税の額)、第八十条の二十二第一項第二号(連結確定申告に係る法人税額)に規定する法人税の額(第八十一条の十四(連結事業年度における所得税額の控除))又は第八十二条の十五(連結事業年度における外國税額の控除)の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれららの規定を適用しないでした

第一百五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号(確定申告に係る法人税額)(第一百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)に規定する法人税の額(第六十八条(所得税額の控除))(第一百四十四条(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)又は第六十九条(外国税額の控除)の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれららの規定を適用しないでした法人税の額)、第八十条の二十二第一項第二号(連結確定申告に係る法人税額)に規定する法人税の額(第八十一条の十四(連結事業年度における所得税額の控除))又は第八十二条の十五(連結事業年度における外國税額の控除)の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれららの規定を適用しないでした

法人税の額)、第八十二条の十第一項第二号(特定信託の確定申告に係る法人税額)、(第一百四十五条の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)に規定する法人税の額(第八十二条の六(特定信託に係る所得税額の控除))、(第一百四十五条の六(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)又は第八十二条の七(特定信託に係る外国税額の控除)、(第一百四十五条の七(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額)、第八十九条第二号(退職年金等積立金確定申告に係る法人税額)、(第一百四十五条の十二(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)に規定する法人税の額若しくは第一百四条第一項第二号(清算確定申告に係る法人税額)に規定する法人税の額(第一百条第一項(所得税額の控除))の規定により控除をされべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同項の規定による計算を同項の規定を適用しないでした法人税を免れ、又は第八十条第六項(欠損金の繰戻しによる還付)、(第八十一条の三十一第四項(連結親法人に対する準用)、第八十二条の十五第三項(特定信託に対する準用)、(第一百四十五条第一項又は第一百四十五条の八において準用する場合を含む。)の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。以下この編において同じ。)、代理人、使用人その他の従業者(当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第一百六十四条第一項において同じ。)でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## 2 省略

第一百六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項(確定申告)(第一百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)、第八十二条の十第一項(特定信託に係る確定申告)、(第一百四十五条の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)、第八十九条(退職年金等積立金に係る確定申告)(第一百四十五条の十二(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)又は第一百四条第一項(清算確定申告)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

法人税の額)、第八十二条の十第一項第二号(特定信託の確定申告に係る法人税額)に規定する法人税の額(第八十二条の六(特定信託に係る所得税額の控除))又は第八十二条の七(特定信託に係る外国税額の控除)の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額)、第八十九条第二号(退職年金等積立金確定申告に係る法人税額)、(第一百四十五条の五(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)に規定する法人税の額若しくは第一百四条第一項第二号(清算確定申告に係る法人税額)に規定する法人税の額(第一百条第一項(所得税額の控除))の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同項の規定を適用しないでした法人税の額)につき法人税を免れ、又は第八十条第六項(欠損金の繰戻しによる還付)、(第八十一条の三十一第四項(連結親法人に対する準用)、第八十二条の十五第三項(特定信託に対する準用)又は第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。以下この編において同じ。)、代理人、使用人その他の従業者(当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第一百六十四条第一項において同じ。)でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## 2 同上

第一百六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項(確定申告)(第一百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)、第八十二条の十第一項(特定信託に係る確定申告)、(第一百四十五条の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)、第八十九条(退職年金等積立金に係る確定申告)(第一百四十五条の十二(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)又は第一百四条第一項(清算確定申告)の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第一百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は一十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条第一項（中間申告）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものの、第八十二条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十二条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第一百四十五条の十二（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）、第一百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は第一百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者

### 二・三 省略

#### 附 則

##### （退職年金等積立金に対する法人税の特例）

#### 第二十条 省略

2 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務は、第八十四条第一項に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、第二編第二章及び第三編第三章（退職年金等積立金に対する法人税）の規定を適用する。この場合において、当該業務を行う法人の同条第二項（第一百四十五条の十（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）において適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ該各号に定める金額とする。

#### 一・三 省略

#### 3・5 省略

第一百六十二条 同 上

一 第七十二条第一項（中間申告）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものの、第八十二条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十二条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第一百四十五条の五（外國法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）、第一百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は第一百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者

### 二・三 同 上

#### 附 則

##### （退職年金等積立金に対する法人税の特例）

#### 第二十条 同 上

2 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務は、第八十四条第一項に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、第二編第二章及び第三編第三章（退職年金等積立金に対する法人税）の規定を適用する。この場合において、当該業務を行う法人の同条第二項（第一百四十五条の三（外國法人に係る退職年金等積立金の額の計算）において適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ該各号に定める金額とする。

#### 一・三 同 上

#### 3・5 同 上

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等が「これらの号に掲げる登記又は登録に該当するものである」とを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一〇六 省略

七 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号(定義)に規定する市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号(定義)に規定する住宅街区整備事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二条第五号(定義)に規定する防災街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物(当該住宅街区整備事業に係る土地又は建物)にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備建物にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第十七条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の特例)の規定により大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地又は建物を除く。)に関する登記(政令で定めるものを除く。)に関する登記(政令で定めるものを除く。)

八〇十一 省略

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第二十四号から第五十号までに掲げる登記、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登記、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一第一号から第二十二号の二までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免

(非課税登記等)

第五条 同上

一〇六 同上

七 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号(定義)に規定する市街地再開発事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号(定義)に規定する住宅街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物(当該住宅街区整備事業に係る土地又は建物)にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第十七条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の特例)の規定により大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地又は建物を除く。)に関する登記(政令で定めるものを除く。)

八〇十二 同上

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第二十四号から第五十号までに掲げる登記、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登記、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一第一号から第二十二号の二までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免

許税を国に納付し、当該納付に係る領收証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領收証書を当該登記等の嘱託書により付けて登記官署等に提出するものとする。

## 2 省略

### (電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例)

第二十四条の二 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、第二十条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合には、この限りでない。

2 免許等につき課されるべき登録免許税を前項に規定する財務省令で定める方法により国に納付する場合は、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならぬ。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

3 第一項本文に規定する場合において、登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を第二十一条から前条までの規定により国に納付するときは、第二十一条及び第二十二条中「当該登記等の申請書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、第二十三条第一項中「当該登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、同条第二項中「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

### (課税標準及び税額の認定)

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。次項及び第四項において同じ。)に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税の額が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該課税標準の

### (電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例)

第二十四条の二 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、第二十条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。

2 前項に規定する場合において、免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を同項に規定する財務省令で定める方法により国に納付するときは、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

3 第一項に規定する場合において、登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を第二十一条から前条までの規定により国に納付するときは、第二十一条及び第二十二条中「当該登記等の申請書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、第二十三条第一項中「当該登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、同条第二項中「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

### (課税標準及び税額の認定)

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。次項及び第四項において同じ。)に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他当該課税標準の金額若しく

を国に納付し、当該納付に係る領收証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領收証書を当該登記等の嘱託書により付けて登記官署等に提出するものとする。

## 2 同上

金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

254 省略

**別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表**（第一条、第五条、第九条、第十条  
第十三条、第十五条—第十九条、第二十三条、第二十四条関係）

認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇二十三 省略		
二十四 金融機関の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は保険仲立人の登録		
一四二信託業法（平成十六年法律第 免許件数 一件につき十 二十四の二）信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は特定大学技術移転事業承認事業者、信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者の登録	省略	省略

は数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

**別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表**（第二条、第五条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条—第十九条、第二十三条、第二十四条関係）

省略	二十四の六 省略	二十四の五 省略	二十四の四 省略	二十四の三 省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
省略	省略	省略	省略	省略	万円	万円	万円	万円
	(一) 第三条又は第五十三条第一項 (免許) の規定による信託業の免許 二) 信託業法第七条第一項(登録) 管理型信託会社の登録(更新の登録 を除く。)	(三) 信託業法第五十四条第一項(登録) の管理型外国信託会社の登録(更 新の登録を除く。)	(四) 信託業法第五十二条第一項(特定 大学技術移転事業に係る信託につい ての特例) の特定大学技術移転事業 承認事業者の登録	(五) 信託業法第六十七条第一項(登録) の信託契約代理店の登録	(六) 信託業法第八十六条第一項(登録) の信託受益権販売業者の登録(更 新の登録を除く。)	一件につき十 五万円	一件につき十 五万円	一件につき十 五万円

十九の二 独	一十九省略	名 称
独立行政法	省 略	根 拠 法
一 事務所用建物の所有権の取得	省 略	非 課 稅 の 登 記 等
第三欄の	省 略	備 考

**別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）**

			三十二の二 省略
		三十八 倉庫業者の登録又は認定	省略
	四〇 省略	三十三～三十七 省略	省略
三十九～五十	省略		省略
			省略

**別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）**

省略	二十九 二十五	立行政法人（別表第二に掲げるもの）を除き、國又は地方公共団体以外の者に対する利益又は剩余金の分配その他のこれらに類する金銭の分配を行わないもののうち財務大臣が指定したものに限る。）	人通則法及び同法第一条第一項（二 独立行政法人通則法第一条第二項に規定する個別法の規定による業務のための別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのものとして財務大臣が指定したもの
省略	省略		
省略	省略		第一号又は第二号の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

同上	二十九 二十五	上
同上		二 同 上
同上		
同上		第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法（昭和四十二年法律第一一三二号）の一部を次のように改正する。

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

名 称	根 拠 法
省 略	省 略
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和二十七年法律第四十三号）
防災街区整備事業組合	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）
省 略	省 略

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

名 称	根 拠 法
同 上	同 上
同 上	同 上
同 上	同 上

第五条 国税通則法（昭和二十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

## (期限後申告)

第十八条 期限内申告書を提出すべきであつた者（所得税法第二百一十三条第一項（確定損失申告）、第二百二十五第三項（年の中途中で死亡した場合の確定損失申告）又は第二百二十七条第三項（年の中途中で出国をする場合の確定損失申告）（これらの規定を同法第二百六十六条规定（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができる者でその提出期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これら者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、法人税法第二百二十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第二百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。）は、その提出期限後においても、第二十五条（決定）の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

## 2・3 省略

## (修正申告)

第十九条 納税申告書を提出した者（その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、法人税法第二百二十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第二百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。以下第二十三条第一項及び第二項（更正の請求）において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申告について第二十四条（更正）の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等（第二条第六号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。以下同じ。）又は税額等（同号ニからハまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

## 1～4 省略

2 第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定を受けた者（その相続人その他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務

## (期限後申告)

第十八条 期限内申告書を提出すべきであつた者（所得税法第二百一十三条第一項（確定損失申告）、第二百二十五第三項（年の中途中で死亡した場合の確定損失申告）又は第二百二十七条第三項（年の中途中で出国をする場合の確定損失申告）（これらの規定を同法第二百六十六条规定（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができる者でその提出期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これら者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、法人税法第二百二十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。）は、その提出期限後においても、第二十五条（決定）の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出する」ことができる。

## 2・3 同上

## (修正申告)

第十九条 納税申告書を提出した者（その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、法人税法第二百二十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。以下第二十三条第一項及び第二項（更正の請求）において同じ。）は、次の各号の一に該当する場合には、その申告について第二十四条（更正）の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等（第二条第六号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。以下同じ。）又は税額等（同号ニからハまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

## 1～4 同上

2 第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定を受けた者（その相続人その他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務

を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、法人税法第八十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）（同法第一百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。第二十三条第二項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その更正又は決定について同条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

#### 一・四 省略

4 3 省略  
修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものと記載した書類を添付しなければならない。

#### 一・二 省略

#### 三 その申告に係る次に掲げる金額

##### イ・ロ 省略

ハ 所得税法第一百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（同法第一百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）又は法人税法第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（同法第八十一条の三十一第四項（連結欠損金に対する準用）、第八十二条の十五第三項（特定信託に係る欠損金に対する準用）（同法第一百四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）及び第一百四十五条第一項（外国法人に對する準用）において準用する場合を含む。）の規定により還付する金額（以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。）に係る第五十八条第一項（還付金額）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額

#### 四 省略

##### （過少申告加算税）

第六十五条 省略

2 省略

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 省略

4 3 同上  
4 2 同上  
3 同上

一・二 同上  
三 同上  
イ・ロ 同上

ハ 所得税法第一百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（同法第一百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）又は法人税法第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（同法第八十一条の三十一第四項（連結欠損金に対する準用）、第八十二条の十五第三項（特定信託に係る欠損金に対する準用）及び第一百四十五条第一項（外国法人に對する準用）において準用する場合を含む。）の規定により還付する金額（以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。）に係る第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額

#### 四 同上

##### （過少申告加算税）

第六十五条 同上

2 同上

一 同上

を包括して承継した者（法人が分割をした場合にあつては、法人税法第八十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。）を含む。第二十三第二項において同じ。）は、次の各号の一に該当する場合は、その更正又は決定について同条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

二 期限内申告税額　期限内申告書（次条第一項ただし書の規定の適用がある場

二 同上

（同一の申告書を含む）の提出に基く第二回第一項又は第二項の規定により納付すべき税額（これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。）

八  
省  
略

法人税法第二条第四十一号（定義）に規定する中間納付額、同条第四十二号に規定する清算中の予納額、同法第六十八条（所得税額の控除）（同法第一百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第一百四十五条（外国税額の控除）、第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）、第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）（同法第一百四十五条）、第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）（同法第一百四十五条）の六（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）若しくは第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）（同法第一百四十五条の七（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額、同法第九十条（退職年金等積立金に係る中間申告による納付）（同法第一百四十五条の十二（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）又は同法第一百条（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）の規定による控除をされるべき所得税の額

八

口 法人税法第二条第四十一号（定義）に規定する中間納付額、同条第四十二条に規定する清算中の予納額、同法第六十八条（所得税額の控除）（同法第一百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第六十九条（外国税額の控除）、第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）、第八十一条の十五（連結事業年度における外國税額の控除）、第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）若しくは第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、同法第九十条（退職年金等積立金に係る中間申告による納付）（同法第一百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）又は同法第一百条（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）の規定による控除をされるべき所得税の額

4 · 5 省略

（國税の更正、決定等の期間制限）

第七十条 次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に定める期限又は日から三年を経過した日（同日前に期限後申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日とのいづれか遅い日）以後（法人税に係る更正については、第一号に定める期限又は日から五年を経過した日以後）においては、することができない。

4  
5  
同上

### (国税の更正、決定等の期間制限)

(国税の更正・決定等の期間制限)  
第七十条 次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から三年を経過した日（同日前に期限後申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から一年を経過した日とのいずれか遅い日）以後においては、することができない。

一·二 省略

2 前項各号に掲げる更正又は賦課決定で次に掲げるものは、同項の規定にかかわらず、同項各号に定める期限又は日から五年を経過する日（第二号及び第三号に

一·二回上

2 前項各号に掲げる更正又は賦課決定で次に掲げるものは、同項の規定にかかるらず、同項各号に掲げる期限又は日から五年を経過する日まで、することができます

掲げる更正（純損失等の金額に係るものに限る。）のうち法人税に係るものについては、同項第一号に定める期限又は日から七年を経過する日）まで、することができる。

る。

### 一〇四 省 略

#### 3 省 略

4 次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に定める期限又は日から五年を経過した日以後においては、することができない。

#### 一・二 省 略

5 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していした場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

#### 一・三 省 略

#### （証拠書類等の提出）

第九十五条 審査請求人は、第九十三条第六項（答弁書の送付）の規定により送付された答弁書に対する反論書又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。この場合において、担当審判官がその提出をすべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

#### （証拠書類等の提出）

第九十五条 審査請求人は、第九十三条第四項（答弁書の送付）の規定により送付された答弁書に対する反論書又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。この場合において、担当審判官がその提出をすべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

### 一〇四 同 上

#### 3 同 上

4 次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から五年を経過した日以後においては、することができない。

#### 一・二 同 上

5 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していした場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に掲げる期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

#### 一・三 同 上

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第六条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとするによる。

一 租税条約 我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいう。

二 相手国居住者等 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)又は同項第七号に規定する外国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等(以下「人格のない社団等」という。)を含む。以下「外国法人」という。)で、租税条約の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国(以下「相手国」という。)の居住者又は法人とされるものをいう。

三 限度税率 租税条約において相手国居住者等に対する課税につき一定の税率又は一定の割合で計算した金額を超えないものとしている場合におけるその一定の税率又は一定の割合をいう。

(免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付)

第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条第一項に規定する免税芸能法人等に該当する相手国居住者等が支払を受ける同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価(同項に規定する事由を要件として租税条約の規定により所得税を免除されるものに限る。)については、所得税法第二百十二条第一項及び租税特別措置法第四十二条第一項の規定の適用があるものとする。

2 前項に規定する相手国居住者等が同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価の支払を受けた場合には、税務署長は、当該相手国居住者等に対し、政令で定めることにより、当該対価につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十二条第一項の規定により徴収された所得税の額に相当する金額を還付する。

3 前項に規定する相手国居住者等が同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価のうちから租税特別措置法第四十二条第一項各号に掲げる者に支払う同項に規定する芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別

(定義)

第二条 同 上

一 租税条約 我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいう。

二 相手国の居住者 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外國法人(同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。)で、租税条約の規定により我が国以外の締約国の居住者又は法人とされるものをいう。

三 限度税率 租税条約において相手国の居住者に対する課税につき一定の税率又は一定の割合で計算した金額をこえないものとしている場合におけるその一定の税率又は一定の割合をいう。

(免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付)

第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条第一項に規定する免税芸能法人等に該当する相手国の居住者が支払を受ける同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価(同項に規定する事由を要件として租税条約の規定により所得税を免除されるものに限る。)については、所得税法第二百十二条第一項及び租税特別措置法第四十二条第一項の規定の適用があるものとする。

2 前項に規定する相手国の居住者が同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価の支払を受けた場合には、税務署長は、当該相手国の居住者に対し、政令で定めることにより、当該対価につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十二条第一項の規定により徴収された所得税の額に相当する金額を還付する。

3 前項に規定する相手国の居住者が同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価のうちから租税特別措置法第四十二条第一項各号に掲げる者に支払う同項に規定する芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別

措置法第四十二条第一項の規定により徴収すべき所得税がある場合には、前項の規定による還付は、その徴収すべき所得税が国に納付された後に行うものとする。

4  
省  
略

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第三条の二 相手国居住者等が支払を受ける配当等（租税条約に規定する配当、利子若しくは使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第百七十一条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一一条の十第一項若しくは第四十一一条の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

21 前項の規定は、配当等に対し所得税を課さず、又は配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額に同項に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

### (割引債の償還差益に係る所得税の還付)

3 | 条  
木三國居住者が支拂を受ける相手国居住者等と當てあつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項、第一百六十九条、第一百七十一条、第一百七十八条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項並びに第四十一条の十二第一項及び第二項の規定の適用はないものとする。

(割引債の償還差益に係る所得税の還付)

(配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減

3  
外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等（当該外国法人が人格のない社団等である場合にあつては、株主等に準ずる者）をいう。以下同じ。）である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定があるものに対する所得税法第百七十九

**第四条** 相手国の居住者で、所得税法第百六十五条又は法人税法第一百四十二条の規定の適用を受けるものが、配当等又は譲渡収益（資産の譲渡により生ずる収益で、所得税法の施行地にその源泉があり、かつ、限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものをいい、配当等に含まれるものと除く。以下同じ。）に係る所